

地域福祉特別事業運営要綱

社会福祉法人
掛川市社会福祉協議会

第1. 目的

地区における福祉活動の中でも、特に生活に密着した事業の立ち上げについては、労力的、金銭的負担が高い。この要綱は、地区におけるこれらの事業が軌道に乗る間、市社協として必要な援助を定めるものとする。

第2. 内容

別表に掲げる事業を立ち上げ、継続して実施する地区に対し、市社協は立ち上げのための支援と共に、助成金の交付をおこなう。

第3. 助成の申請

助成金の交付を受けようとする地区は、次に掲げる書類を年度当初、掛川市社会福祉協議会会長（以下「市社協会長」という。）に提出するものとする。

- (ア) 地域福祉特別事業援助申請書(様式第1号)・・・地区で1枚
- (イ) 事業実施計画書(個票)(様式第2号)・・・申請事業ごとに作成
- (ウ) その他、必要な資料

第4. 助成の決定

市社協会長は、毎年定める予算の範囲内で第3による交付の申請を受けたときはこれを審査し、適正と認めるときは助成金の交付を決定して交付決定通知書(様式第3号)を交付する。

交付を受けた地区は、すみやかに地域福祉特別事業請求書(概算払い請求書)(様式第4号)を提出するものとする。

ただし、市社協の当年度予算を超える申請があがった場合は、原則として、助成回数の少ない事業より優先する。

第5. 事業報告

助成の交付を受けた地区は、当該年度事業が完了した後、すみやかに次に掲げる書類を市社協会長に提出するものとする。

- (ア) 実績報告書(様式第5号)
- (イ) 事業実施報告書(個票)(様式第6号)

第6. 援助の期限

この事業は、地区事業が軌道に乗るまでの援助を目的としているため、1事業に対する援助の期限を、原則として2年間とする。ただし、市社協会長が必要と認める場合は、この限りではない。

また、事業の性格上、指定終了後も地区独自で事業を継続していくことを指定の条件とする。

第7. その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日より適用する。

この要綱は、平成20年4月1日より適用する。

(別表)地域福祉推進事業メニュー

事業名	実施条件	助成金限度額	助成期限等	備考	
昼食宅配サービス	年間12回以上	300円×人数×1/2			
乳幼児等のプレイルームの開放 子育てサロン	①年間10回以上開催	① 30,000円	※ 1～5年目30,000円 6年目以降25,000円	実施については市社協と協議すること	
	②開始年度に限り、毎月1回以上開催するもの	②月数×3,000円			
	①②共通 常時、親子10組以上の参加(または登録)				
高齢者・障がい者・その他を対象とする、ふれあい・いきいきサロン	①年間10回以上開催	① 30,000円			
	②開始年度に限り、毎月1回以上開催するもの	②月数×3,000円			
車いすの常駐・貸し出し	週1回以上	20,000円			
※小地域福祉ネットワーク活動	活動実施。月1回以上の訪問(声かけ)。	20,000円	初年度のみ20,000円		
その他先駆的・開拓的事业	実施内容、必要経費については、市社協と協議する。				

ふれあいいいききサロンに対する助成について

掛川市社会福祉協議会

掛川市では、地域住民が地域の中に出て行ける場・ふれあう場づくりを地域福祉の重点課題として、「ふれあいいいききサロン(以下「サロン」といいます)」の推進を図っています。

サロンの活動自体は、市民の主体的活動ですので、その取り組みに対して市社会福祉協議会(以下「市社協」といいます)が制約を設けるものではありません。

ただし、市社協が地域のサロンに対して金銭的支援を行う「地域福祉特別事業」については、助成の公平性を図るため、一定の基準を設けてあります。

地域福祉特別事業による、サロンへ助成できる基準

- 1、市社協が進めるサロンは、地域の中で放っておいたら「孤立・孤独」になってしまう心配のある人が、地域の中でさまざまな人と交わり、孤独を解消する場として位置づけています。**元気な方たちの自主的な趣味の集まりや、グラウンドゴルフのサークル活動などは助成の対象とはしていません。**
- 2、高齢者・子育て支援・障がい者・介護者など、対象者や年齢は特に定めません。
- 3、取り組みの主な担い手が、地区福祉協直営、区長会、民生委員、老人クラブ、一般ボランティアなど、誰であってもかまいません。
- 4、ただし「地域福祉活動」の観点から、助成できるサロンは、「地域に開かれたサロン」を対象とします。たとえば、会員制である**老人クラブの定例会などは対象となりません。**
- 5、単発のイベントではなく、定期的に集まれる場づくりという目的から、**年間10回以上**の開催を条件とします。
- 6、サロンは地域住民のボランティアで運営されるものであり、市社協では「地域福祉活動」として捉えます。つまり、助成事業は担い手がどのような人または団体であっても、地区福祉協議会が実施する事業としています。したがって、助成の申請者は地区福祉協議会となり、市社協からの助成金は、地区福祉協議会に振り込まれます。(サロンの主催者と地区福祉協議会との意思疎通を図って下さい)
- 7、年間予算のある助成事業ですので、予算を超えた場合、助成できない場合があります。
- 8、助成事業の詳細は、要綱をご参照ください。
- 9、その他、ご不明の点は市社協と当該地区が相談しながら進めていきます。